

鳥取縣公報

昭和二十二年四月十九日 土曜日
號 外

本報ノ大キサハ規定規格5A判

選挙告示

◇選挙管理委員会告示第六十四號

昭和二十二年内務省令第一號第十條の規定に基く選挙運動の費用及び選挙運動に関する収入の届出があつたその要旨は次の通りである。

昭和二十二年四月十九日

鳥取縣議員選挙管理委員会 委員長 上 根 政 幸

政黨協會その他の団体の費用

選挙期日の公布又は告示後の分

自昭和二十二年三月三十一日
至昭和二十二年四月九日

鳥取縣選挙區

政黨協會其他の団体
(又は支部)名

届出主幹者の
氏 名

収入計

金額計

支出計

金額計

日本共産黨

財政責任者
鳥取地方委員会 福島 正士

四、一六七、〇〇

二四、三三二、〇〇

二、九四七、〇〇

一七、四九八、〇〇

何人もこの選挙管理委員会に對してこの告示の詳細な届出書の閲覧を請求することが出来る。

◇選挙管理委員会告示第六十五號
 昭和二十二年内務省令第一號第十條の規定に基く選挙運動の費用及選挙運動に關する収入の届出があつた
 その要旨は次の通りである。

昭和二十二年四月十九日

鳥取縣議員選挙管理委員会 委員長 上 根 政 幸

選挙運動の費用

立候補届出前の分

四月二日迄分

鳥取縣選挙區(衆議院議員選挙)

候補者の氏名	届出支出責任者	収入金額	支 出	金 錢 以 外 の 支 出
	の 氏 名		金 錢 支 出	

湯原 彦 三	岩 崎 久四郎	二、四〇〇、〇〇〇	七二四、八〇	—
--------	---------	-----------	--------	---

何人もこの選挙管理委員会に對してこの告示の詳細な届出書の閲覧を請求することができる。

◇選挙管理委員会告示第六十六號

昭和二十二年内務省令第一號第十條の規定に基く選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入の届出があつた
 その要旨は次の通りである。

昭和二十二年四月十九日

鳥取縣議員選挙管理委員会 委員長 上 根 政 幸

政黨協會その他の團體の費用

選挙期日の公布又は告示後の分

自昭和二十二年四月 四日
 至昭和二十二年四月十三日

鳥取縣選挙區

政黨協會その他團體(又は支部)名	届出主幹者の氏 名	計 收 入	金 額 計	支 出	金 額 計
日本社會黨	庄 司 彦 男	—	一〇、〇〇〇	二、五九六、五五	二、五九六、五五
鳥取縣支部聯合會					
鳥取縣農民總同盟	竹 本 節	六九二、〇〇	一、五一五、五〇	六九二、〇〇	一、五一五、五〇
選挙対策委員會					
何人もこの選挙管理委員会に對してこの告示の詳細な届出書の閲覧を請求することができる。					